

写

総 第 10 号
平成31年4月23日

大船渡市簡易水道事業に関する市職員の
逮捕事件に係る第三者委員会

委員長 窪 幸治 様

大船渡市長 戸 田 公 明



諮詢書

大船渡市簡易水道事業に関する市職員の逮捕事件に係る第三者委員会条例（平成31年大船渡市条例第15号）第2条の規定により、次のとおり諮詢します。

1 賒問事項

事件の発生原因の究明その他事件の実態把握及び再発防止策について

2 理由

平成31年1月17日、当市職員が、簡易水道事業の業務委託における業者選定に関し、現金の供与を受けたとして収賄罪で逮捕されるという事件が発生し、市民の信頼を著しく損なうこととなりました。

市では、事件発生を受け速やかに、面談による部課長等からの事情聴取等により事件の検証を行い、再発防止に向けた業務改善策を取りまとめるとともに、これを基に、事務執行過程に恣意が介入する余地がないよう仕組みを見直すなど、全庁を挙げて再発防止に取り組んでいるところであります。

しかしながら、内部調査だけでは、調査の客観性や信憑性などに関する疑念を払拭しえず、市民の信頼を回復することは困難だと考えており、外部の視点でも検証し、再発防止に万全を期することで、1日も早い市民の信頼回復を図るため、事件の発生原因の究明その他事件の実態把握及び再発防止策について諮詢するものであります。